

市提出用		該年度を記入	令和6年度課税用		給与支払報告		特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
あて先 碧南			所在地又は住所		〒 447-8601 ① 碧南市松本町28番地		特別徴収を ○で囲む		特別徴収義務者 指定番号 ④ 600109	
異動のあった月の翌月10日までに提出してください。			名称又は氏名		② (株) 西三河		給与所得者 宛名番号 ⑤ 1234567		部 署 ⑥ 経理課 給与係	
令和 6 年 9 月 2 日提出			法人番号又は個人番号		③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		連絡先		担当者 ⑦ 鈴木 花子	
							電 話		⑧ 0566-41-3311	
給与所得者(異動者)			(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ウ) = (ア) - (イ)		異動年月日	
フリガナ ⑨ ミカワ サブロー					⑥ 月分から ⑧ 月分まで		⑨ 月分から ⑤ 月分まで		令和 ⑬ 6 年 ⑭ 8 月 ⑮ 31 日	
氏 名 ⑨ 三河 三郎									⑯ 異動事由	
生年月日 ⑩ H2.8.20 旧姓 ⑪ 岡崎									1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散	
受給者番号 ⑫ 000-0022									該当項目を ○で囲む	
個人番号 ⑬ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3										
異動後の住所(現住所) ⑭ 碧南市源氏神明町2番地			⑮ 120,000 円		⑯ 30,000 円		⑰ 90,000 円			

未徴収税額(ウ)について、ご希望の徴収方法 (A B C) を○で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 ⑳		新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合	
新特別徴収義務者へ下記月割額を納入するよう ⑳ 連絡済み ㉑ 未連絡			
所在地又は住所 ㉒		〒 460-0001 名古屋市中区栄1丁目1番1号 愛知ビル7階	
名称又は氏名		愛知 (株) ㉓	
法人番号 ㉔		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
連絡先 ㉕		部署 経理課労務係 担当者 佐藤	
電話		052-481-5423 (内線 007)	
㉖ 月割額 10,000 円を		㉗ 9 月分から納入します。	
		(10 月 10 日納期限分)	
㉘ 新特別徴収義務者指定番号 609411		㉙ 新受給者番号 A-3210	
㉚ 特別徴収税額の納入方法 (該当の納入方法にレ点)		レ 納入書使用 納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)	

B 一括徴収		退職時の給与から徴収する場合	
一括徴収した税額は		月分とあわせて納入します。	
(月 日納期限分)			
一括徴収の理由 (○印で囲んでください。)		1 異動が12月31日以前で、申出があったため 2 異動が12月31日以後で、特別徴収継続の希望がないため	
一括徴収税額		円	
◎1月1日から4月30日までに退職等する場合は、一括徴収が義務づけられています。			
◎5月1日から12月31日までに退職等する場合であっても、出国による退職の場合は、一括徴収にご協力ください。			

C 普通徴収		本人が納付する場合	
該当するものを○印で囲んでください。			
1 異動が12月31日以後で、申出がないため			
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため			
3 死亡による退職のため			
記入しない			
市処理欄			

【記入方法】

- ① 貴事業所の所在地又は住所を記入してください。
- ② 給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記入してください。
- ③ 貴事業所の法人番号（13桁）を記入してください。
個人事業主の方は事業主の個人番号（12桁）を記入してください。
- ④ 貴事業所の指定番号(6桁もしくは7桁) を記入してください。
- ⑤ 異動のあった給与所得者（以下、給与所得者）について、特別徴収税額の通知書に記載された
宛名番号を記入してください。
- ⑥～⑧ この届出書に応答される方の部署、氏名、電話番号を記入してください。
- ⑨ 給与所得者の氏名・フリガナを記入してください。
- ⑩ 給与所得者の生年月日を記入してください。
- ⑪ 婚姻等により姓が変わった場合は、旧姓を記入してください。
- ⑫ 給与所得者の受給者番号を記入してください。
- ⑬ 給与所得者の個人番号（12桁）を記入してください。
- ⑭ 異動後の住所（不明のときは本籍地）を記入してください。
- ⑮ 給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収税額を記入してください。
なお、特別徴収税額が更正により変更になっている人は変更後の年税額を記入してください。
- ⑯ 既に徴収した月割額の合計額とそれに該当する月数を記入してください。
- ⑰ ⑮（ア）から⑯（イ）を差し引いた金額とそれに該当する月数を記入してください。
- ⑱ 異動が発生した年月日を記入してください。
- ⑲ 2 転勤 を○で囲んでください。
- ⑳ A を○で囲み、新特別徴収義務者へ連絡済みか、未連絡か選択してください。
- ㉑ 新特別徴収義務者の所在地又は住所を記入してください。
- ㉒ 新特別徴収義務者の名称又は氏名を記入してください。
- ㉓ 新特別徴収義務者の法人番号又は個人番号を記入してください。
- ㉔ 新特別徴収義務者の連絡先を記入してください。
- ㉕ 新特別徴収義務者で新たに徴収を始める月割り額、月分を記入してください。
- ㉖ 新特別徴収義務者の指定番号を記入してください。
- ㉗ 新特別徴収義務者における給与所得者の受給者番号を記入してください。
- ㉘ 新特別徴収義務者の納入方法を選択してください。

※㉔にて未連絡を選択された場合や記入がない場合、特別徴収義務者の切替ができない可能性があります。必ず新特別徴収義務者と連絡をとりあっていただき、
㉑～㉘を記入のうえ、提出してください。

新特別徴収義務者と正しい徴収月、金額を確認し合わない、過誤納金や未徴収税額が生じ、滞納となると督促状が送付されますのでご注意ください。